

第19回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年1月20日（木）【午後3時00分開会】

1. 開催日時 令和4年1月20日（木）午後3時00分から午後3時55分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
廣澤 薫 推進委員、 白井 正敏 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
日程第9 報告第5号 新規就農の申請の件について
その他 令和3年農地賃借料情報について
(事務連絡)
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、主幹兼庶務係長 岡 洋子、農地調整係長 宇賀神 尚、
主任 齋藤 純一
7. 会議の概要
令和4年1月20日（木）【午後3時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第19回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員ですが、高橋宏治委員より少し遅れるとの連絡を受けておりますが、欠席委員はいません。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん、改めましてこんにちは。今年初めて顔を合わせた方もいらっしゃると思いますので、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

今日は大寒ということで、寒い中、またお忙しい中総会にお集まりいただきましてありがとうございます。このところコロナウィルスで騒いでいますが、今日は栃木県も316人、壬生町でも8人で、全国でも4万人を超えたという事で、毎日増えている状況ですが、いつ感染するか分からない状況ですので気を付けていきたいと思ひます。

このコロナでいろんなところに影響しておりまして、年が明けまして、今日、新年会を開き、皆様に今年の抱負等を聞きながら、楽しくやろうと考えていましたが、本当に残念なことでございます。いずれにしましても今年も皆様のご健康、ご活躍を祈念して挨拶とします。どうぞよろしくお願ひいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、8番 清水利通 委員、9番 早乙女 誠 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長をお願いいたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。1ページをご覧ください。

12月20日(月)農業次世代人材投資事業サポートチーム訪問指導という事で、壬生乙の_____さんの_____の訪問指導が行われ、癸生川悦亮推進委員が出席しました。

サポートチームは、農業次世代人材投資資金採択者の対象者ごとに、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」について、それぞれのサポート体制から選任され、各課題の相談に応じるという事で、参加者は、JAしもつけ壬生地区営農課長、下都賀農業振興事務所経営普及部、JAしもつけ融資係と、担当農事部というこ

とで癸生川推進委員が出席しました。

12月23日(木)第1回壬生町都市計画審議会が、役場正庁会議室で行われ、委員の梁島源智会長が出席いたしました。

12月27日(月)県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、宇賀神 尚係長、齋藤純一主任が出席いたしました。

1月5日(水)賀詞交歓会が城址公園ホールで行われ、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様と、私が出席いたしました。

1月12日(水)新規就農認定審査会が、役場ひばり館A会議室で行われ、苺で新規就農する_____さんについて、農政特別委員会の大橋好一委員、大関孝男委員、高橋敏男委員、篠原正明委員、農政課より阿部春奈主査、事務局より、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

1月14日(金)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第2会議室及び現地で行われ、大橋好一委員、高橋敏男委員、大関孝男委員と、感染防止の為しばらくの間出席が見合されていた推進委員より廣澤 薫推進委員、臼井正敏推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。
以上になります。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。1月5日、水曜日締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (安塚南部) 自作地72㎡

譲受人 _____ (安塚南部)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 3259㎡

壬生町大字 _____ 畑 62㎡

壬生町大字	田	3 6 7 9 m ²
壬生町大字	田	2 3 4 m ²
	合計	7 2 3 4 m ²

贈与による所有権移転 稼動 1人

以上、第1項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件につきまして、去る1月14日、譲受人の代理人である行政書士、沼田氏立ち会いのもと、琴寄農業委員、中川推進委員とともに現地調査を行いました。周辺地域との関連について確認しましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書3ページ、議案第2号 農地法第5号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。1月5日、水曜日の締切り時点で4件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸貸人 _____ (車塚)

賃借人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1471㎡

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権の設定

第2項

貸貸人 _____ (上表町)

_____ (中表町)

_____ (栃木市)

_____ (中表町)

_____ (宇都宮市)

_____ (壬生下馬木)

_____ (栃木市)

_____ (今井)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 322㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 426㎡

壬生町大字 _____ 田 913㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

壬生町大字 _____ 田 485㎡

合計 5541㎡

砂利採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第3項

譲渡人 _____ (下野市)

_____ (下野市)

資料では賃貸人とありますが、訂正で地上権設定となりますので、

地上権設定者 _____ (下野市)

譲受人及び、こちらの賃借人も地上権者になります。

_____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	8 5 2 m ²
壬生町大字 _____	畑	5 3 1 m ²
壬生町大字 _____	畑	6 4 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	6 9 1 m ²
	合計	2 7 1 9 m ²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転と、21年間の地上権設定

第4項

賃貸人 _____ (国谷新田)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 1 6 0 m ²
壬生町大字 _____	畑	1 2 3 8 . 5 0 m ² のうち 1 0 7 5 . 6 m ²
壬生町大字 _____	畑	3 8 3 9 m ² のうち 2 0 9 8 . 6 m ²
壬生町大字 _____	畑	2 3 3 3 m ² のうち 9 9 9 . 7 0 m ²
	合計	8 5 7 0 . 5 0 m ² のうち 5 3 3 3 . 9 0 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る1月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の2番 大橋 好一 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、1月14日(金)、私と高橋敏男委員、大関孝男委員、廣澤薫推進委員、白井正敏推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____ から北に約200mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、適正な面積を確保でき、日当たりが良いことから申請地を

最適地として選定したとのことです。345ワットのパネル312枚、合計出力107.64キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。なお、本案件には、_____委員と、_____委員の親族が賃貸人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参加が制限されますので、_____は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

○議長 それでは、_____は、退席をお願いします。

(_____ 委員、 _____ 委員 退席)

○議長 それでは改めまして、調査委員長から現地調査の結果報告をお願いします。

●2番 大橋 好一 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から北西に約_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は豊富な埋蔵量を誇る思川流域にあり、良質な陸砂利が算出していることから選定したとのことであります。最大10mの掘削を予定しております。事業資金_____万円については自己資金で対応します。栃木県知事あてに砂利採取計画の認可申請書が提出されており、栃木県砂利採取事業協同組合

による農地への復元措置に関する保証書も添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、砂利採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

この案件の地図なのですが、縮尺が大きすぎてわからないのですが、思川へりのあたりですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

思川の_____のすぐ北側です。_____よりも少し北に_____がありまして、その_____のすぐ北になります。

●1番 刀川 正己 委員

公園とかあるところですか。

●2番 大橋 好一 委員

それより少し北で、公園というか_____からすると_____m位北ですね。公園のところに_____があって、それからまっすぐ北に_____m位行ったところだね。そこに_____があってその北側です。

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、1月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 _____は、席にお戻りください。

(_____ 着席)

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から南西に約_____mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

申請地については、隣接する山林と併せて太陽光発電事業を計画しております。山林だけでは事業を実施するために必要な面積を確保することが出来ないため、やむを得ず隣接地である当該地の転用申請に至ったとのこと。545ワットのパネル1962枚、合計出力1069.29キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、事業総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため、不許可の例外規定「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合」に該当するため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 篠原正明 委員

●5番 篠原 正明 委員

地上権について説明を聞きたいのですが。

●6番 高橋 宏治 委員

じゃあ、私の方から説明します。

賃借権と地上権とふたつありまして、賃借権というのは債権となり、基本的に売り買出来ないです。地上権というのは物権となり、所有権と一緒に売り買いすることも出来ます。その違いなんですけれども、両方とも効果としては今はほぼ変わらないです。

地上権自体を売ることもできます。賃借権はその人から借りたら1対1で借りるしかないんですけど、地上権でやった場合は、地上権を第三者に売ると地上権者になるので、今回のような貸し借りになってしまうんです。

●2番 大橋 好一 委員

じゃあ、権利者が変わる可能性もあるんですか。

●6番 高橋 宏治 委員

あります。ただ、地上権を移転するときも許可申請が必要になります。

- 2番 大橋 好一 委員
それまでの期間というのは、許可を得てすぐとか5年後とか、そういう縛りはないのでですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
縛ることもできます。地上権設定で10年とか20年とか、今回のように21年とか。
- 2番 大橋 好一 委員
21年間の間に売買とか権利移動もできるのですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
できます。地上権を他の人に売るという事ができるので、地上権の移転の許可は対象になります。
- 7番 琴寄 成人 委員
許可を出すところはどこなのですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
農業委員会になります。あ、でも転用だから、農地でなくなるのだから、やっぱり許可は不要ですね。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
恒久転用で雑種地なり宅地になってしまうので許可は対象外ですね。
- 議長 農業委員会は関係なくなるのですね。
- 6番 高橋 宏治 委員
関係なくなりますね。
- 5番 篠原 正明 委員
年数の制限のようなものはないんですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
地上権の年数制限はないです。
- 7番 琴寄 成人 委員
という事は、地上権と地べたは、分離されちゃうという事ですか。

- 6番 高橋 宏治 委員
地蔵権と地べたは・・・分離で・・・そうですね。
- 7番 琴寄 成人 委員
地上権と地べたは別々に売買できるという事ですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
そうです。地上権だけで売買できるという事です。
- 7番 琴寄 成人 委員
地べたは地べたで売買できる。
- 6番 高橋 宏治 委員
できます。地べたはできるんですけど、地べたを売った時には、上に地上権もついて回る場合があります。
- 7番 琴寄 成人 委員
という事は、権利者が違って、お互い納得済みでないと言買ができないという事ですか。地上権を持っている人の。
- 6番 高橋 宏治 委員
地上権を持っている人の許可はいらぬです。底地の所有者が変わっても、借りているという権利は強いので、AさんからBさんに所有権が移ったとしても、地上権は消えないので、Bさんから同じ条件で借りられる。
- 2番 大橋 好一 委員
借りている人の方が強いという事ですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
借りている人の方が強いです。地上権の方が強いです。通常売買するときは、所有権が100万円だとすると、地上権を付けてしまうと地上権50万円、所有権50万円という感じになってしまいますね。
- 1番 刀川 正己 委員
それは了解なしでやっちゃってもいいのですか。
- 6番 高橋 宏治 委員
売買をですか。そうです、所有権が移ると地上権も一緒に移っていくので、特に了解はいらぬです。通念上は了解を得ますけどね。

- 1 番 刀川 正己 委員
了解なしでやっても構わないですね。

- 6 番 高橋 宏治 委員
その通りです。

- 推進委員 白井 正敏 推進委員
じゃいいですか。今の件で、そうすると農地を離れちゃうと、雑種地にしますよね。そうすると農地外になるので、もう売買も自由になるのですか。

- 6 番 高橋 宏治 委員
そうです。実質売買も自由です。

- 2 番 大橋 好一 委員
_____さんという人が、地上権の設定者になるんですよね。この人の土地というのはこの地図のどの部分ですか。他の人は売買で売ってしまうんでしょ。

- 推進委員 白井 正敏 推進委員
____さんの土地はこの中に入っていないんでしょ。地権者じゃないんだから。地権者は2名ですよ。

- 事務局 宇賀神農地調整係長
いや、____さんも地権者で、その中で売却ではなく地上権を設定して貸すことになります。他の人は売ってしまうのですが、____さんだけは地上権の権利を設定しています。

- 2 番 大橋 好一 委員
____さんの土地はこの地図の一番下だね。下でいいんだよね。

- 事務局 宇賀神農地調整係長
下から2番目ですね。ちょっと細い所です。

- 2 番 大橋 好一 委員
下から2番目ね。これ間に入ってしまうからこういうことになるのかな。この人は売らないという事で、地上権設定したのでしょ。
そうすると地図上で下から2番目の人は貸すという形で、他の人は売る。借りる方からすれば、ここをただ借りたのでは後々使い勝手が悪くなるというか、使いづらいので、ここに施設を作っておいて、期間が切れたから返してくれとなった場合に困るから、地上権というのが権限をもってやっているのかな。
現地確認の時は難しくてよくわからなかったのですが。

●2番 大橋 好一 委員

一帯としてやるのだから、中途半端な真ん中だけ抜かれていたのでは、困りますからね。

○議長 珍しいケースですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

隣接する山林も同じ事業として太陽光設備にするのですが、地上権設定になっています。山林なので農転許可の対象ではないのですが、地上権設定契約書の写しが添付されていることから、地上権設定なのだろうと思われます。

●2番 大橋 好一 委員

山林の範囲を皆さんに説明してもらった方がいいですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

案内図で申し上げますと、申請地として色が染まっている四つの筆の、すぐ下の縦に三つ並んでいる道路の左側の土地三つと、道路の右側。右側に関しては、南の道路までいっています。合計で1万㎡近くあります。それで今回の申請地は第1種農地ではありますが、事業総面積が9,161㎡のうち第1種農地部分が2,719㎡と、3分の1以下であるため、例外的に太陽光発電設備でも転用許可の基準を満たしている状況であります。

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋 好一 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西に約_____mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大1.7mを掘削し、保安角度を45度取る計画にな

っております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については宇都宮市内の_____から調達予定であります。事業資金約_____万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、1月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書5ページからの議案第3号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書6ページのとおり、3件、3筆面積合計が5,097㎡となっております。

次に利用権の新規・使用賃借権分について、議案書7ページのとおり、1件、1筆、面積が1,404㎡となっております。

続きまして利用権の再設定・使用貸借権分について、議案書8ページのとおり、1件、1筆、面積が1,138㎡となっております。

次に集積計画一括方式の新規・賃借権分、農地バンクについて、議案書9ページのとおり、2件、8筆、合計面積が12,442㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の10ページに3件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員 (1項案件について報告)

1項案件と2項案件につきまして、梁島会長が現地確認を行った案件ですけれど

も、私が変わりましてご報告をさせていただきます。

第1項案件について、去る1月6日、梁島会長と小島高雄農地利用最適化推進委員で、現地確認を行い、記載のとおり願出人の_____氏の自宅敷地として、平成2年から宅地利用していることを確認しましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
次に第2項案件について、地区担当委員の方から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員 (2項案件について報告)

第2項案件について、_____氏立ち会いのもと、現地確認を行いました。梁島会長と小島推進委員で現地確認をしたわけですが、記載のとおり20年以上経過し、農地復元はできないという事をご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。
次に第3項案件について、地区担当委員の方から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員 (3項案件について報告)

第3項案件について報告いたします。去る1月6日に私と川嶋敏雄推進委員と願出人の_____さんで、現地を確認いたしました。記載のとおり昭和59年の自宅新築時から、地続きになっているので宅地利用している、という事を確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の11ページの5件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の12ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の13ページの5件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に日程第9 報告第5号「新規就農の申請の件について」、事務局長より1月12日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

議案書14ページ 報告第5号「新規就農の申請の件について」ご説明をいたします。今回、新規就農認定申請が1件ございました。

申請人は_____氏で、苺での新規就農になります。実家が苺農家であり、自身も独立して本格的に苺栽培に取り組みたいと考え、就農するに至ったとのことです。____市の観光農園「_____」で1年間栽培技術を学び、____地内の親族名義の農地で苺栽培を行っています。宇都宮市____町にある苺生産法人「_____」が運営する出荷組合「_____」に出荷しています。農地は、壬生町_____の田んぼ2筆、2,879㎡を借り受けることになっております。新規就農の審査は令和4年1月12日で、審査結果といたしましては、農業技術を取得しており、販路も確定していることから、計画通り営農開始することが可能と見込まれ、農業者として農地の取得等は問題ないとの判断となっております。以上でございます。

○議長 はい、ありがとうございました。
審査委員長の大橋好一さん、特に問題はありませんでしたか。

●2番 大橋 好一 委員

審査委員会で本人からいろいろ話を聞きまして、技術もそれなりに習得し、現在出荷も始まっているという事なので、計画はかなり少ない販売の計画で作成されていましたが、令和5年産くらいかな、5年産くらいの水準に達しているという事で、現在も____万円くらいの売り上げがあるという事ですから、順調にいつているのではないかなと思います。現在一人でやっているという事ですが、将来もっと増やして、パートなどを雇って、直売所をやりながら拡大していきたいという話をされました。

● 8番 清水 利通 委員

参考までに教えていただきたいのですが。この「_____」の概要というか、どういう法人なのか。当地区管内でもJAの苺出荷組合がありながら、____地区で苺を作って、この_____に出すという事なので、受け皿もどういうところなのか。この「_____」ですか、ここに出荷しているという事なので、どういう組織体なのか。

● 2番 大橋 好一 委員

会員は60名くらい居ると言っていましたね。壬生からも何人か出荷しているようです。だから、個人的に出している方は入っているのかもしれない。

● 8番 清水 利通 委員

これは市場流通をとおして販売しているのですか。それとも販売というか、直接契約栽培なのか。

● 2番 大橋 好一 委員

なにかあるんじゃないかな、スーパーとか直接取引しているところが。

● 8番 清水 利通 委員

市場流通ではないという事ですね。

● 2番 大橋 好一 委員

メインは市場流通ではないような感じですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

小売りというか、全国のスーパー等に出荷しているようです。運営会社である「_____」と、各生産者が集まって出荷組合の「_____」を組織し、全国に出荷しているということです。運営会社が各生産者を回り、収穫した苺を回収してくれるとのこと。

○議長 他にございますか。

● 1番 刀川 正己 委員

新規就農というのですけど、生産もやっけて、販売もちゃんとやっけて、という事は、新規就農の申請をしないで、そのままやっけていたという事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

出荷や就農に関しては、農業委員会が許可を出すものではありません。あくまでも農地、耕作地を得るための前提段階としての新規就農審査会を行っているところです。今回、手続きを踏んで農地を借りるということです。

○議長 今までは、研修しながら苺を栽培していたという事ですよ。

●1番 刀川 正己 委員

そうすると、もし申請しなくても、そのままきちやうという可能性もあるんだよね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

可能性としてはあるのですが、そうすると正式な耕作面積はないので、どれだけ耕作していても農地を取得することは出来ないです。

●1番 刀川 正己 委員

ほとんどの新規就農という、今までの経緯からしても、これから始まる人というのが大体だったけれども。

●推進委員 臼井 正敏 推進委員

ちょっといいですか。その場合に面積等の問題はないのですか。新規就農の場合。

●事務局 宇賀神農地調整係長

5,000㎡ないという事ですか。

●推進委員 臼井 正敏 推進委員

はい。

●事務局 宇賀神農地調整係長

通常5,000㎡の下限面積の条件がありますが、苺やトマトのような施設園芸に関しては、5,000㎡に達していなくても、経営していくうえで必要な面積であれば、取得や権利設定が認められます。今回は苺栽培ですので、5,000㎡には達してはいないのですが、問題ない状況です。

●推進委員 臼井 正敏 推進委員

分かりました。

- 議長 他にございますか。
他になければ、以上で報告第5号を終わります。
-

- 議長 次に「その他」について事務局からお願いします。

●事務局 岡 主幹 説明

その他の1、令和3年農地賃借料情報についてですが、お手元の資料で、令和3年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準を纏めました。

1年間の取引の賃借料を積み上げまして、平均値を出します。平均値から170%以上と、30%以下を切り捨てまして、その間のデータでさらに平均値を出し最高額と最低額を出したものがこちらの表になっております。昨年のものについては、裏面に記載しております。なにかご意見ありますでしょうか。

無ければこの内容で、県農業会議へ報告するとともに、町のホームページに掲載させていただきます。

- 議長 よろしいでしょうか。

(質問意見なし)

では、お願いします。

●事務局 岡 主幹 説明

次に事務連絡です。

- 1 「令和4年農業用免税軽油に係る申請受付」について
2/18、2/21、2/22の3日間、JAしもつけ壬生地区営農経済センター青果物一元集荷所 2階会議室において行う予定であります。
- 2 令和3年度全国農業新聞購読料について
農業委員の方
1年分の購読料を2月分報酬から控除させていただきます。
農地利用最適化推進委員の方
半年分ずつ1月分報酬と2月分報酬から控除させていただきます。
- 3 総会資料等保管用チューブファイルを親睦会費より購入させていただきました。推進委員には後日お届けします。
- 4 農地バンクの啓発品の配布について
携帯用カイロ

5 冊子等の配布について
『農地をより良く利用するためには』
のうねん1月号

他になにかご質問等ございませんか。

○議長 その他、何か皆さんからありますか。なければいいかな。

○議長 それでは、以上をもちまして、第19回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後 3時 55分閉会】

会 長 梁 島 源 智

8 番 清 水 利 通

9 番 早 乙 女 誠